

令和8年度

胎内消防署高規格救急車
搭載資機材仕様書

(胎内救急 1)

除細動 EMS
アンサー
ポンベなし

新発田地域広域事務組合消防本部

第1章 総則

1. 目的

この仕様書は、新発田地域広域事務組合消防本部（以下「発注者」という。）が令和8年度に導入する災害対応特殊救急自動車（以下「救急車」という。）に備える高度救命処置用資機材等について必要な事項について定める。

2. 適合法令

高度救命処置用資機材は、「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱」に定める「災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材」、本仕様書その他関係法令に適合するものとする。

- (1) 救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- (3) その他関係法令等

3. 納入上の問題処理

この仕様書の記載内容について変更しようとするときは、発注者の承認を得ること。また、契約後に生じた疑義は、全て発注者の解釈に従うものとする。

4. 購入物品

- (1) 別表1 高度救命処置用資機材一覧
- (2) 別表2 その他の救急用資機材一覧

第2章 提出書類

1. 受注者は、仕様内容について発注者と十分に協議を行い、納入時に下記の書類についてファイル等にまとめて提出すること。

- (1) 納品書 1部
- (2) 保証書 1部
- (3) 取扱説明書 1部
- (4) その他発注者が指定するもの

第3章 補則

1. 保証

保証期間は、メーカー保証以外は、納入検査日から1年間とする。ただし、保証期間以降であっても、発注者の責任と認められない不具合が生じた場合は、受注者の責任において、無償で修理又は取り替えを行うこと。

2. 納期等

- (1) 納入期限は令和9年3月31日（水）とする。
ただし、天変地異、大規模な国際紛争、疫病その他受注者の責めに帰することのできない場合は、納入期限について協議することができる。
- (2) 納入場所 胎内市新和町2番24号
新発田地域広域消防 胎内消防署

3. 検査

- (1) 受注者は、納入時に発注者から納入検査を受けること。

4. その他

- (1) 資機材のバッテリー、電池等は直ちに使用できるよう、満杯の状態で納入すること。
- (2) 資機材の取扱指導は、専門員を派遣し2回以上実施すること。
- (3) 取付品及び高度救命処置用資機材等で救急車に取り付けるものは、本車両受注者と十分に打合せを行い、支障が生じないようにすること。
- (4) 受注者は、発注者が廃棄する資機材について指示を受けるものとする。なお、廃棄に係る費用は受注者が負担すること。
- (5) 受注者は、発注者が指示する資機材について移設及び取付けを万全にすること。
- (6) 本仕様書について、不明な点や疑問が生じた場合は、発注担当者まで連絡すること。